

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A県B市所在のC協会（労働保険事務組合）に労働保険事務を委託し、平成〇年〇月〇日に労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者（以下「特別加入者」という。）として労働局長から承認を受けた者である。

被災者は、A県B市所在のD会社（以下「会社」という。）の代表取締役として、ビル、マンション等のリフォームや設備の修繕工事業を営んでいた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、会社事務所において打合せ終了後、突然倒れ、E病院に緊急搬送されたところ、同日、同病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「心タンポナーデ」、直接死因の原因「急性大動脈解離」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の疾病名及び発症時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者は同年〇月〇日急性大動脈解離を発症した旨述べている。当審査会としても、被災者の症状経過及び医証等に照らし、同医師の意見は妥当であり、被災者は同日に「急性大動脈解離」（以下「本件疾病」という。）を発症し、心肺停止により死亡したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事への遭遇について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 被災者の労働時間について

ア 始業時刻及び終業時刻について

被災者の特別加入申請書には、始業時刻及び終業時刻は、各々、8時30分から17時30分までと記載されている。

しかしながら、①Gは、「現場での作業は、基本9時～17時です。」と述べていること、②Hは、「現場での作業は、8時から9時にスタートして終了は、17時です。延長して作業をすることはありません。現場で私達が帰った後、社長が残って作業をしていたことはありません。」と述べていること、及び、③請求人も、「主人の労働時間は、現場作業だと8時から17時までです。」と述べていることなどを統合すると、当審査会としては、被災者の始業時刻は8時であり、終業時刻は17時であったと判断する。

イ 休憩時間について

被災者の休憩時間についてみると、被災者の息子は、「現場での休憩時間は、10時と15時に15分ずつ、昼1時間ですが、父や私はほとんど取れていませんでした。」と申述している。

しかしながら、Hは、「現場での休憩時間は、10時と15時に各15分、昼1時間です。職人も社長も休憩は取れていました。」と述べており、その供述内容は利害関係のない第三者の申述として信憑性が高いものと考えられることから、当審査会としては、被災者が休憩をほとんど取れていないとの被災者の息子の申述は採用できないものであって、被災者の休憩時間については、昼休憩が1時間、10時と15時に各15分の計1時間30分であったと判断する。

ウ 被災者の提出書類について

監督署長は、調査復命書において、被災者の労働時間の算定については「被災者作成ノート、カレンダー、息子（請求代理人）及び職人の聴取より算定を行った。」としている。

これに対し、請求人は、上記被災者作成のノートに被災者の労働時間を加筆修正した追加ノートを提出し、また、加筆修正を裏付ける資料として、被災者と請求人が作業をした現場における作業時間を記録した証明書(以下「労働時間証明書」という。)を提出しており、これらの資料に基づく審査をすべき旨主張しているところである。

この点、審査官は、決定書において、「発注者の証明書に記載された現場の作業時間については、被災者が労働者と共にこの時間帯に現場で作業して

いたことを証明するものではない。」と述べている。

しかしながら、①Gは、「社長は事務所で作業をしているだけでなく、現場へ来て一緒に作業をしていました。」と述べており、Hも、「現場での作業は、I（被災者の息子）さんと職人が主ですが、手が足りない時には、社長も一緒に作業を行うこともありました。社長は主に打ち合わせ、設計、寸法取りなどしていました。」と述べていることに鑑みると、被災者の息子が現場で作業を行う際には、被災者も同行し、作業を行ったこともあったとみるのが相当である。また、労働時間証明書が発行されている日に関しては、当該証明書に記載された労働時間を認定しないとする特段の理由もないことから、当審査会としては、労働時間証明書が発行された日に係る労働時間については、労働時間証明書記載の労働時間を含めて労働時間であったと認定する。

エ 被災者の労働時間の認定

以上アからウのとおり、原則として、被災者は、毎日8時から17時まで勤務し、そのうち1時間30分の休憩時間を取得していたものと認められるが、発注者発行の労働時間証明書が発行された日については、労働時間証明書記載の時間から休憩時間としての1時間30分を引いた時間が、労働時間として認められること等を総合的に勘案し、当審査会が、監督署長の認定した労働時間集計表を修正したところ、別紙2のとおりと認められる。

(5) 短期間の過重業務について

被災者の本件疾病の発症前おおむね1週間(平成〇年〇月〇日から同月〇日)についてみると、別紙2のとおり、時間外労働時間が25時間20分であることから、同期間において被災者が過重な業務に従事したとは評価できない。

(6) 長期間の過重業務について

被災者の本件疾病の発症前6か月間の時間外労働時間についてみると、以下のとおり、発症前1か月の時間外労働時間は74時間35分であり、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間は、約35時間56分から54時間32分の範囲であると認められる。

期 間	各月の時間外労働時間	1か月当たりの平均時間外労働時間
発症前1か月(平成〇.〇.〇~〇.〇.〇)	74時間35分	—

発症前2か月（平成〇.〇.〇～〇.〇.〇）	34時間30分	約54時間32分
発症前3か月（平成〇.〇.〇～〇.〇.〇）	35時間00分	約48時間02分
発症前4か月（平成〇.〇.〇～〇.〇.〇）	34時間30分	約44時間38分
発症前5か月（平成〇.〇.〇～〇.〇.〇）	17時間00分	約39時間07分
発症前6か月（平成〇.〇.〇～〇.〇.〇）	20時間00分	約35時間56分

また、請求人らは、労働時間以外の負荷要因として、仕事における精神的ストレスを挙げているが、当審査会としては、一件記録によっても、認定基準別紙において、精神的緊張を伴う業務として掲げられている「顧客との大きなトラブル」に相当するものを認めることはできなかった。

したがって、被災者は、本件疾病の発症前6か月間において、過重業務へ従事したとは認められない。

(7) 業務以外の要因（健康状態など）について

F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「（被災者は、）もともと心房細動に伴う心原性塞栓症を患っていたが、今回の大動脈乖離とは無関係である。ワーファリンを内服していたため、心タンポナーデが急激に進行したであろうということは推測される。大動脈乖離については業務との因果関係はなく、既往であった高血圧との関係がある疾患である。」と述べていることに鑑みると、本件疾病のリスク要因として高血圧があったとみるのが相当である。

(8) 以上のとおり、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短時間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のほか、労働時間以外の業務に係る負荷要因のいずれも認められないことから、当審査会としては、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

4 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。